一号中「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十五項中「規定する事業会社」の下に「（以下この項、第二十一項第三号及び第二十三項第二号において「事業会社」という。）」を加え、同条第十八項中「又は」を「若しくは」に改め、「ある資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権又は同項第四号の権利」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第二十項中「の対価又は資産」を「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この項及び次項において同じ。）の対価又は同号に規定する資産若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」に改め、同項第一号中「土地収用法等」の下に「（第二十二項第一号において「土地収用法等」という。）」を加え、「、対価」を「、又はその土地の上にある建物が買い取られ当該建物に係る配偶者居住権が消滅し、対価」に、「当該資産の」を「当該資産又は当該配偶者居住権の」に改め、同項第二号中「、当該資産」の下に「又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を、「とき　当該資産」の下に「又は当該配偶者居住権」を加え、同条第二十一項第一号中「その土地の上にある当該再開発会社の株主又は社員（同法第七十三条第一項第二号若しくは第七号又は第百十八条の七第一項第二号に規定する者を除く。）の有する」を「次に掲げる」に、「、当該資産」を「、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産」に改め、同号に次のように加える。

イ　その土地の上にある建物（当該再開発会社の株主又は社員（都市再開発法第七十三条第一項第七号若しくは第十四号又は第百十八条の七第一項第四号に規定する者を除く。）が当該建物に係る配偶者居住権を有するものに限る。）　当該配偶者居住権

第二十二条第二十一項第二号中「その土地の上にある当該区画整理会社の株主又は社員（換地処分により土地等又は同法第九十三条第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得する者を除く。）の有する」を「次に掲げる」に、「当該資産」を「次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産」に改め、同号に次のように加える。

イ　その土地の上にある当該区画整理会社の株主又は社員（換地処分により土地等又は土地区画整理法第九十三条第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得する者を除く。ロにおいて同じ。）の有する資産　当該資産

ロ　その土地の上にある建物（当該区画整理会社の株主又は社員が当該建物に係る配偶者居住権を有するものに限る。）　当該配偶者居住権

第二十二条第二十一項第三号中「同法第百六十五条第三項に規定する」を削り、「その土地の上にある当該事業会社の株主又は社員（同法第二百五条第一項第二号又は第七号に規定する者を除く。）の有する」を「次に掲げる」に、「当該資産」を「次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産」に改め、同号に次のように加える。

イ　その土地の上にある当該事業会社の株主又は社員（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第七号又は第十四号に規定する者を除く。）が当該建物に係る配偶者居住権を有するものに限る。）　当該配偶者居住権

第二十二条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十一項の次に次の二項を加える。

22　法第三十三条第三項第四号に規定する権利の対価又は権利の損失に対する補償金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める対価又は補償金とする。

一　法第三十三条第三項第四号に規定する配偶者居住権の目的となつている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地等について土地収用法等の規定に基づき収用の請求をしたときは収用されることとなる場合において、当該建物又は当該土地等が買い取られ当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅し、又は当該権利の価値が減少し、対価を取得するとき　当該権利の対価

二　法第三十三条第三項第四号に規定する権利の価値が減少した場合又は当該権利が消滅した場合において、当該権利の損失に対する補償金を取得するとき　当該権利の損失につき土地収用法第八十八条、河川法第二十二条第三項、水防法第二十八条第三項、道路法第六十九条第一項、都市再開発法第九十七条第一項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二条第一項又は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第三十二条第一項の規定により受けた補償金その他これに相当する補償金

23　法第三十三条第三項第四号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　都市再開発法による市街地再開発事業（その施行者が再開発会社であるものに限る。）の施行に伴い、当該再開発会社の株主又は社員（同法第百十八条の七第一項第四号に規定する者を除く。）である者が、その配偶者居住権の目的となつている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地等が収用され、又は買い取られ、当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の対価又は当該権利の損失につき補償金を取得する場合

二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業（その施行者が事業会社であるものに限る。）の施行に伴い、当該事業会社の株主又は社員である者が、その配偶者居住権の目的となつている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地等が買い取られ、当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の損失につき補償金を取得する場合

第二十二条の三第三項中「権利（」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、同項第一号中「権利の」を「権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に、「権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利の」に改め、同条第五項中「一部を取得する権利」の下に「又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」を加える。

第二十二条の四第三項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項」に改める。

第二十三条の二の見出しを「（特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）」に改める。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）

第二十三条の三　法第三十五条の三第二項第一号に規定する当該個人と政令で定める特別の関係がある者は、前条第一項各号に掲げる者とする。

第二十四条中「及び第三十四条の三第一項」を「、第三十四条の三第一項及び第三十五条の三第一項」に改める。

第二十五条第四項中「（当該譲渡資産につき法第三十七条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が、同条第十項第一号に規定する資産であるときは百分の三十とし、同項第二号に規定する資産であるときは百分の二十五とする。）」を削り、「金額（当該譲渡資産及び買換資産が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該譲渡資産の価額に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額）に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該譲渡資産が法第三十七条第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。次項第一号並びに次条第二項及び第六項において同じ。）に該当するものであり、かつ、買換資産が同表の第二号の下欄に掲げる資産に該当するものである場合において法第三十七条第一項の規定の適用を受けるとき　百分の三十

二　当該譲渡資産につき法第三十七条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が同条第十項第一号に規定する資産であるとき　百分の三十

三　当該譲渡資産につき法第三十七条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が同条第十項第二号に規定する資産であるとき　百分の二十五